

報告第9号

専決処分の報告について

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年11月6日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、平成30年10月4日に専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものである。

専決処分書

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1 相手方 滋賀県米原市

米原市個人情報保護条例第3条および第9条の規定により、住所および氏名は掲載しておりません。

2 事件名 市道に敷設されたグレーチングの跳ね上がりによる自動車の損傷

3 事件の概要

平成30年9月17日午前11時頃、市道朝倉団地3号線において、上記相手方が所有する車両で当該市道を通じたところ、市道に敷設されたグレーチングが跳ね上がり、当該車両が損傷した。

4 損害賠償の額

金45,500円とする。

平成30年10月4日

米原市長 平尾道雄